

函館市妊婦等包括相談支援事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第22項に規定する妊婦等包括相談支援事業を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（実施主体）

第2条 事業の実施主体は、函館市（以下「市」という。）とする。

（事業の内容）

第3条 市は、次の各号に基づき妊婦等包括相談支援事業を実施するものとする。

（1）対象者

市内に住所を有する全ての妊婦および主に0歳から2歳の乳幼児を養育する子育て世帯（以下「妊婦・子育て世帯」という。なお、配偶者等からの暴力の被害により避難している状況にあり、現に市内に居住していながら、やむを得ず住民登録ができないと認められた者その他特に市長が必要と認めた者を含む。）を対象とする。

（2）実施内容

「子ども家庭センター（母子保健機能）事業」および「函館市こんにちは赤ちゃん事業」を活用しながら、以下のとおり実施する。

ア 妊娠の届出時の面談等

（ア）面談等の対象者および実施時期

原則として、子ども家庭センター（母子保健機能）への妊娠の届出時に、届出をした妊婦と面談を行うこととする。なお、市の各支所で妊娠の届出が行われた場合や、妊婦の配偶者等が代理人として妊娠の届出をした場合には、速やかに、当該妊婦に電話等により相談支援を行うこととする。

（イ）面談等の実施内容

妊娠の届出をした妊婦等に対し、別に定める「妊娠届出時アンケート」への必要事項への記載を求めた上で、別に定める子育て

ガイド等を手交し、妊娠期から出産後の見通しや過ごし方、必要となる各種手続、利用できるサービスなどを一緒に確認するための面談等を実施する。

また、函館市妊婦支援給付金給付事業実施要綱に定める出産応援給付金の案内および申請の受付や、面談等により把握した妊婦の状況等に応じ、産科医療機関等における妊婦健康診査の受診以外に、両親学級等必要な支援サービスの利用等を案内する。

イ 妊娠８か月頃の面談等

(ア) 面談等の対象者および実施時期

妊娠８か月頃の妊婦に対し、概ね１か月前に、面談等の案内文および別に定める「妊娠中の方（妊娠８か月頃）へのアンケート（以下「妊娠８か月頃アンケート」という。）」を送付し、アンケートの回答内容により、面談等を希望する者および妊婦の状況等から支援が必要と市が判断した者に対し実施する。なお、この時点で、流産または死産したことを把握した妊婦に対しては、当該案内等の送付は行わない。

(イ) 面談等の実施内容

面談等を希望する妊婦に対し、提出のあった「妊娠８か月頃アンケート」の回答内容等を基に、特に出産後の見通しや過ごし方、必要となる各種手続、利用できる支援サービスなどを一緒に確認するための面談を実施する。

(ウ) 面談を希望しない妊婦または「妊娠８か月頃アンケート」への回答がなかった妊婦への対応

面談を希望しない妊婦について、提出された「妊娠８か月頃アンケート」に記載された妊婦の状況等の情報に基づき、市が当該妊婦に支援が必要と判断した場合には、面談や電話等による相談を実施したうえで、必要な支援につなげることとする。また、「妊娠８か月頃アンケート」への回答がなかった妊婦について、電話等により「妊娠８か月頃アンケート」の提出を求めるとともに、必要に応じて、面談や電話等による支援を実施する。

ウ 出生後の面談等

(ア) 面談等の対象者および実施時期

原則として、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」での訪問時において、出生した児童を養育する者（以下、この号において「養育者」という。）に対して面談を実施するものとする。ただし、養育者に児童の母が含まれる場合には、当該母と面談することを原則とする。

(イ) 面談等の実施内容

養育者に対し、子育てガイド等を基に、出産後の見通しや過ごし方、必要となる各種手続、利用できる支援サービスなどを一緒に確認するための面談等を実施する。また、面談等により把握した養育者の状況等に応じて産後ケア事業、一時預かり事業その他必要な支援サービスの利用等を案内する。

(3) 担当職員の要件

ア 妊娠の届出時および妊娠8か月頃の面談等

「函館市子ども家庭センター（母子保健機能）事業」に携わる、保健師、助産師および「函館市妊娠・出産包括支援事業実施要綱」第3条第1項に規定する母子保健相談支援強化事業を実施する助産師等の資格を有する母子保健相談員（以下「相談員」という。）および保健師等担当課職員

イ 出生後の面談等

「函館市こんにちは赤ちゃん事業」に携わる訪問員、相談員および保健師等担当課職員

(4) 面談等の記録の管理

市は、面談等の対象者から提出のあったアンケートや面談等の相談記録を適切に管理するものとする。

(5) 関係機関との連携

相談支援をより効率的・効果的に実施していくため、函館市妊婦支援給付金給付事業実施要綱に定める出産応援給付金および子育て応援給付金の支給に当たり取得する関係機関等との必要な情報の確認や共

有に関する同意に基づき，必要に応じて関係機関とも面談等の相談記録を共有し，密に連携を図りながら本事業を実施することとする。

(6) その他

面談等の対象者が里帰りしている場合には，市は里帰り先の市町村に面談等の実施を依頼することもできるものとする。この場合，市は里帰り先の市町村と適切に連携を図り，面談等の相談記録を共有することなどにより，当該対象者の状況などを確認することとする。

(補則)

第4条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は，別に定める。

附 則

- 1 この要綱は，令和7年4月1日から施行する。